二　障害福祉サービス事業に係る居室及び病室の床面積並びに福祉ホームに係る居室の床面積
三　障害福祉サービス事業の運営に関する事項であって、障害者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの並びに地域活動支援センター及び福祉ホームの運営に関する事項であって、障害者等の安全の確保及び秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
四　障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームに係る利用定員

第八十四条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県」に改め、「について、」の下に「条例で」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　障害者支援施設に配置する従業者及びその員数
二　障害者支援施設に係る居室の床面積
三　障害者支援施設の運営に関する事項であって、障害者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
四　障害者支援施設に係る利用定員

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）

第二十条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「次に掲げる」を「都道府県の条例で定める」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「第一項各号又は前項各号に掲げる」を「第一項又は第三項の条例で定める」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「次に掲げる」を「都道府県の条例で定める」に改め、同項各号を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　前項の条例で定める要件は、次に掲げる基準に従い、かつ、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定めるものとする。

一　次のいずれかに該当する施設であること。
イ　当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。
ロ　当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

二　子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

第三条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の条例で定める要件は、次に掲げる基準に従い、かつ、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定めるものとする。

一　当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領（学校教育法第二十五条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。
二　当該施設が保育所等である場合にあっては、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）における同法第二十四条第四項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。
三　子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

第四条第一項中「第二項の」を「第三項の」に、「同条第一項各号又は第二項各号に掲げる」を「同条第一項又は第三項の条例で定める」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第五条第三項中「第三条第一項第二号」を「当該保育所が所在する市町村における児童福祉法第二十四条第四項」に、「児童福祉法」を「同法」に改める。

第六条の見出しを「（情報の提供）」に改め、同条第一項中「第二項」を「第三項」に、「第三条第三項」を「第三条第五項」に改め、同条第二項を削る。

第七条第一項中「認定こども園」の下に「（第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第五項の規定による公示がされた施設をいう。以下同じ。）」を加え、「前条第一項」を「前条」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「前条」に、「前項」を「同条」に、「前項に」を「同項に」に改める。

第十条第一項第一号中「第二項の」を「第三項の」に、「同条第一項各号」を「同条第一項」に、「第二項各号に掲げる」を「第三項の条例で定める」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「第二項」を「第三項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同条第三項中「第三条第一項各号」を「第三条第一項」に、「第二項各号に掲げる」を「第三項の条例で定める」に、「同条第三項」を「同条第五項」に改める。

第十一条第一項中「第二項」を「第三項」に改める。

第十三条第一項中「同項各号に掲げる」を「同項の条例で定める」に、「同条第三項」を「同条第五項」に改め、同条第二項の表第二十四条第二項の項及び同条第八項中「第十条第一項第五号」を「第十条第一項第四号」に改める。

第五章　農林水産省関係

（農業改良助長法の一部改正）

第二十一条　農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第七項後段を削る。

（森林病害虫等防除法の一部改正）

第二十二条　森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第三項中「聴くとともに、農林水産大臣に協議しなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第四項中「通知しなければ」を「通知し、かつ、農林水産大臣に報告しなければ」に改める。

第七条の五第二項中「聴くとともに、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、前項の規定による同意を得た場合には、当該報告をすることを要しない。

第七条の五第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の場合において、当該高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域が他の都道府県の区域に隣接している場合その他の都道府県の区域を越えて第一項の被害が拡大するおそれがある場合として農林水産省令で定める場合に該当するときは、都道府県知事は、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。